

お問い合わせ先

※ 減免を申請する家屋が所在する区にある都税事務所の固定資産税班にお問い合わせください。

事務所名	所在地	電話番号(代表)
千代田都税事務所	〒101-8520 千代田区内神田 2-1-12 東京都千代田合同庁舎内	03-3252-7141
中央都税事務所	〒104-8558 中央区新富 2-6-1 5階～7階	03-3553-2151
港都税事務所	〒106-8560 港区麻布台 3-5-6	03-5549-3800
新宿都税事務所	〒160-8304 新宿区西新宿 7-5-8	03-3369-7151
文京都税事務所	〒112-8550 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター6階・7階	03-3812-3241
台東都税事務所	〒111-8606 台東区雷門 1-6-1	03-3841-1271
墨田都税事務所	〒130-8608 墨田区業平 1-7-4	03-3625-5061
江東都税事務所	〒136-8533 江東区大島 3-1-3	03-3637-7121
品川都税事務所	〒140-8716 品川区広町 2-1-36 品川区総合庁舎内	03-3774-6666
目黒都税事務所	〒153-8937 目黒区上目黒 2-19-15 目黒区総合庁舎 本館 3階	03-5722-9001
大田都税事務所	〒144-8511 大田区新蒲田 1-18-22	03-3733-2411
世田谷都税事務所	〒154-8577 世田谷区若林 4-22-13 世田谷合同庁舎 5階・6階	03-3413-7111
渋谷都税事務所	〒151-8546 渋谷区千駄ヶ谷 4-3-15 東京都渋谷合同庁舎 4階～7階	03-5422-8780
中野都税事務所	〒164-0001 中野区中野 4-6-15	03-3386-1111
杉並都税事務所	〒166-8502 杉並区成田東 5-39-11	03-3393-1171
豊島都税事務所	〒171-8506 豊島区西池袋 1-17-1 東京都豊島合同庁舎内	03-3981-1211
北都税事務所	〒114-8517 北区中十条 1-7-8	03-3908-1171
荒川都税事務所	〒116-8586 荒川区西日暮里 2-25-1 ステーションガーデンタワー6階・7階	03-3802-8111
板橋都税事務所	〒173-8510 板橋区大山東町 44-8	03-3963-2111
練馬都税事務所	〒176-8511 練馬区豊玉北 6-13-10	03-3993-2261
足立都税事務所	〒123-8512 足立区西新井栄町 2-8-15	03-5888-6211
葛飾都税事務所	〒124-8520 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区総合庁舎内	03-3697-7511
江戸川都税事務所	〒132-8551 江戸川区中央 4-24-19 3階～5階	03-3654-2151

耐震住宅(建替え)減免のご案内(23区内)

～耐震化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します～

減免要件

次の(1)～(3)のすべてに該当する場合、新築した住宅について減免します。

(1) 取り壊した家屋について

- 建築年月日が昭和57年1月1日以前であること
- 23区内に所在していたこと

(2) 新築した住宅について

- 令和8年3月31日までに新築された住宅であること
- 23区内に所在すること
- 居住部分の割合が2分の1以上あること
- 検査済証の交付を受けていること(※1)
- 家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築されたこと(※2)

(3) 所有者について

- 取り壊した家屋の所有者と、新築した住宅の所有者が同一であること(※3)

取り壊した家屋の所有者とは取り壊した年の1月1日時点の所有者、新築した住宅の所有者とは新築した年の翌年(1月1日新築の場合は新築した年)の1月1日時点の所有者です。中面においても同じです。

※(※1)～(※3)に該当しない場合であっても一定の要件を満たせば対象となります。

詳しくは中面「一定の要件とは」をご覧ください。

※新築マンションを購入した場合も、上記要件に該当すれば減免対象となります。

減免される税額

新築した住宅に対する固定資産税・都市計画税の全額

※ 地方税法に基づく新築住宅に係る固定資産税の減額に該当する場合は、減額適用後の税額を全額減免します。

※ 減免されるのは居住部分に限ります。

※ 原則として取り壊した家屋1戸(又は1棟)に対し住宅1戸のみ減免の対象となります。詳しくは中面「減免対象となる住宅の戸数」をご覧ください。

減免される期間

新たに課税される年度から3年度分

手続き

減免を受けるためには、新築した年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに申請する必要があります。「固定資産税減免申請書」に必要事項をご記入のうえ、以下の書類を添えて、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へご提出ください。

★ 必要な書類(すべてコピーで結構です。)

- 新築した住宅の検査済証
- その他の書類(詳しくは中面をご覧ください。)

※ 上記以外の書類等のご提出をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。



一定の要件とは

表面「減免要件」(※1)～(※3)に該当しない場合であっても、以下の場合は該当するものとして取り扱います。

(※1) 建設住宅性能評価書の交付を受けている場合
 検査済証の交付を受けているものとみなします。

【追加書類】建設住宅性能評価書

(※2) 取り壊した日の翌日から1年以内に建築確認申請が提出されている場合
 1年以内に新築されたものとみなします。

【追加書類】建築確認申請書

(※3) 下記①、②のどちらかに該当する場合
 同一の者が所有しているものとみなします。

① 新築した住宅の所有者が、取り壊した家屋の所有者の親族等である場合で、かつ、下記ア、イ、ウのいずれかに該当する場合(令和3年4月1日以降に新築された住宅についての取扱いとなります。令和3年3月31日以前に新築された住宅については、アのみの取扱いとなります。)

ア 新築した住宅の所有者と取り壊した家屋の所有者が、取り壊した家屋又は新築した住宅のいずれかで同居している場合
 なお、同居とは、構造上独立的に区画された一の部分において、一緒に居住している場合をいいます。

イ 取り壊した家屋の所有者が、取り壊した家屋及び新築した住宅に居住している場合

ウ 新築した住宅の所有者が、取り壊した家屋及び新築した住宅に居住している場合
 (取り壊した家屋での同居又は居住は取り壊した年の1月1日時点、新築した住宅での同居又は居住は新築した年の翌年(1月1日新築の場合は新築した年)の1月1日時点で認定します。)

【追加書類】住民票及び戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)等

② 新築した住宅の所有者が、取り壊した家屋の所有者である法人の合併後の法人の場合
 【追加書類】商業・法人登記簿(履歴事項全部証明)その他法人の合併関係が分かる書類

減免対象となる住宅の戸数

減免対象となる住宅の戸数は、原則として取り壊した家屋1戸(又は1棟)に対し、1戸です。ただし、新築した住宅と取り壊した家屋がともに共同住宅(区分所有家屋を除く)の場合は、新築した共同住宅のうち、取り壊した共同住宅の戸数(取り壊した共同住宅の戸数より新築した共同住宅の戸数の方が少ない場合は、新築した共同住宅の全戸数)が減免対象となります。この場合、取り壊した共同住宅の戸数のわかる書類を併せてご提出ください。

減免となる例

- ◎ 取り壊した家屋
 - 所在地 大田区〇〇町
 - 建築した日 昭和55年12月10日
 - 取り壊した日 令和5年6月15日
 - 所有者 東京 太郎



- ◎ 新築した住宅
 - 所在地 世田谷区△△町
 - 新築した日 令和6年5月20日
 - 検査済証交付済み
 - 所有者 東京 太郎
 - 床面積 180㎡
うち居住部分 150㎡
店舗部分 30㎡
 - 税額 固定資産税 25.2万円・都市計画税 5.4万円



- ◎ 減免税額
 - ・固定資産税 25.2万円 × $150\text{㎡} / 180\text{㎡}$ = 21.0万円 ※地方税法に基づく新築住宅の減額を含みます。
 - ・都市計画税 5.4万円 × $150\text{㎡} / 180\text{㎡}$ = 4.5万円

居住部分のみ減免対象となります。店舗部分は減免されません。

- ◎ 減免期間
 新築した住宅に対して新たに課税される令和7年度から3年間、減免されます。

第146号様式(条例第134条関係)

固定資産税減免申請書						
都税事務所長 宛						年 月 日
住所 (フリガナ) 納税義務者 氏名(名称)						電話
次のとおり減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して申請します。						
家屋	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積・価格	用途
					円	
家屋					円	
	耐震化のための建替えを行った住宅であるため。		減具体的受ける理由とする	摘	《滅失家屋について》	
		① 物件所在:				
		② 家屋番号:				
		③ 所有者:				
		④ 用途:				
		⑤ 建築年月日:				
		⑥ 滅失年月日:				
		⑦ 住宅戸数:				

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
 2 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

《提出にあたっての注意点》

下記の書類を添付して提出してください。書類はすべて写しで結構です。

- 検査済証
- 建築確認申請書(新築が滅失後1年以内でない場合)
- 戸籍謄本・住民票等(滅失家屋と所有者が異なる場合)
- 滅失家屋の住宅戸数が確認できる資料(滅失家屋が共同住宅だった場合)